

一 廃 枝、葉、草(伐採物・抜根)

具体例



剪定枝のリサイクル

木・枝など剪定枝はチップ工場や堆肥化施設(定山溪環生舎)に持ち込むことで、剪定枝チップや堆肥にリサイクルできます。

注意

- 注1) 土はしっかり落としましょう。
- 注2) 材木類や果物は「枝・葉・草(伐採物・抜根)」ではありません。

持ち込み先(自分(自社)で運搬)

- 枝・葉・草を持ち込む場合
 - 札幌市清掃工場 札幌市破碎工場 **12ページへ**
- 剪定枝を持ち込む場合
 - 札幌市環境事業公社 チップ化工厂 北区篠路町福移153番地 電話/791-6770
 - (株)ばんけいリサイクルセンター 定山溪環生舎 南区定山溪896番地3 電話/595-2111

問い合わせ先

札幌市事業系一般廃棄物(伐採物・抜根等限定)収集運搬業許可業者にお電話でお問い合わせください。

札幌市ホームページ
 「事業系一般廃棄物 収集先早見表」のページ
<http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/syusyusaki.html>

札幌市 収集先早見表「抜根・伐採物等」 **検索**

ここで質問!

Q 事務所で使っていた書庫は大型ごみ処理手数料シールを張って出して良い?

できません

家庭以外から出たごみは、全て**事業ごみ**です。許可業者に収集・運搬を依頼してください。

ここで質問!

Q 廃棄物进行处理するのに料金がかかるので、燃やして処分してもいい?

いけません。不法投棄や不法焼却は、法律で禁止されています。

廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きは法律で禁止されています。ドラム缶・ブロック囲い・穴を掘っての焼却など焼却設備を使用しない屋外焼却や基準に適合しない設備での焼却はしてはいけません。また、自分の土地であっても、廃棄物を埋めて処理することは、法律で禁止されています。

…… 不法投棄 ……

…… 不法焼却 ……

罰則
 5年以下の懲役または1000万円以下(法人には3億円以下)の罰金のいずれか、または両方が科せられます。

ここで質問!

Q 一般廃棄物の収集運搬や処分を依頼するときは、マニフェストが必要なの?

必要ありません

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、産業廃棄物の処理を委託するときに、使用が義務付けられています。

マニフェストについて **21~22ページへ**